

## 「イギリスの私的年金改革の変遷と最近の動向」

菅谷 和宏 (三菱UFJ信託銀行 年金カスタマーサービス部 主任調査役)

高齢化が早くから進むイギリスでは、公的年金の財政負担を縮小させるため、1980年代から社会保障制度の見直しを行い、公的年金の機能を一部私的年金で代替する政策を進め、公的年金の給付費を対GDP比で6.9%と低い水準に抑えている。本稿は、公的年金を補完してきたイギリスの私的年金の変遷と最近の動向について概観する。

イギリスの公的年金は、1601年「エリザベス救貧法」を基礎とし、必要最低限の生活を支える「ナショナル・ミニマム」原則の下、国庫負担をなくし、公的年金の役割を一部私的年金に委ね、国家の負担軽減を図ってきた。私的年金の加入者を公的年金の付加年金から「適用除外」する制度の導入や、職域年金の加入が進まない中低所得者に対して確定拠出型年金の「ステークホルダー年金」「国家雇用貯蓄信託(NEST)」を順次導入して、私的年金による補完を進めてきた。

現在、公的年金を2階建から一層型の定額年金制度に変換する大改革が予定されており、併せて私的年金の整備と拡充を行い、今後の高齢化社会への対応を着実に実行している。

< 英文表記 >

【タイトル】 The change of the Personal pension reform of the U.K. and recent trend

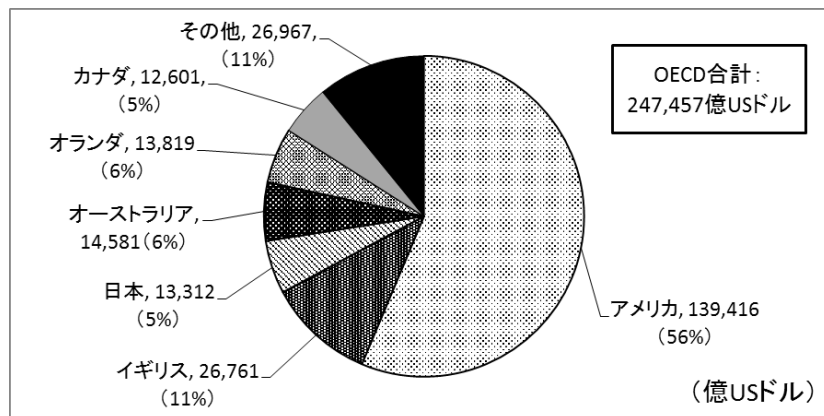
【氏名役職】 Kazuhiro SUGAYA

(Senior Manager, Pension Customer Service Division,  
Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation)

## 1. OECD 諸外国における私的年金（年金基金）の資産規模

OECD加盟34カ国<sup>1</sup>における私的年金（年金基金）の資産規模は合計24.7兆USドル（2013）で、2012年より2.4兆USドル増加した。各国の私的年金の資産規模を見ると、アメリカが約13.9兆USドルと一番多く、OECD加盟国の資産全体の約56%を占めている。イギリスは2.7兆USドルで全体の約11%を占め、第2位の資産規模となっている。第3位はオーストラリアで約1.5兆USドル。第4位はオランダで約1.4兆USドル。日本は第5位の約1.3兆USドルである。これらの国にカナダを加えた上位6カ国でOECD全体資産の約89%を占める状況となっている〔図表1〕<sup>2</sup>。

〔図表1〕 OECD加盟国における私的年金の資産残高（2013）



出所：OECD（2014）「Pension Markets in Focus 2014」Table 4.より筆者作成

各国の年金基金資産は増加傾向にあり、OECD全体で2003年から2013年の10年間で約11.4兆円増加している。イギリスも2003年の1.3兆USドルから2013年では2.67兆円と約2倍に増加している〔図表2〕。年金基金の資産規模は、その国の社会保障制度における公的年金の給付水準と社会政策、私的年金の位置づけと発足からの経過年数、さらにその国の人口規模や経済成長などの社会的・経済的要因に大きく影響される。アメリカやカナダでは、公的年金の保障を小さくして、公的年金の機能を私的年金で代替し、私的年金の保障を大きくする政策が進められて来た。イギリスやドイツなど元々は公的年金による社会保障の比重が大きかった国でも、高齢化の進展による財政負担の懸念から公的年金の機能を縮小し、私的年金で代替する政策が進められている。イギリスでは高齢化の進展に伴う社会保障費を抑制するため、早い時期から公的年金の機能を一部私的年金で代替する政策を進めて来た。

<sup>1</sup> OECD（Organisation for Economic Co-operation and Development）「経済協力開発機構」とは、1948年に発足、1961年に米国、カナダが加わり、日本は1964年に加盟。現在、EU加盟国21か国（イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキア、エストニア、スロベニア）及びその他13か国（日本、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、韓国、チリ、イスラエル）が加盟し、34カ国で構成されている。

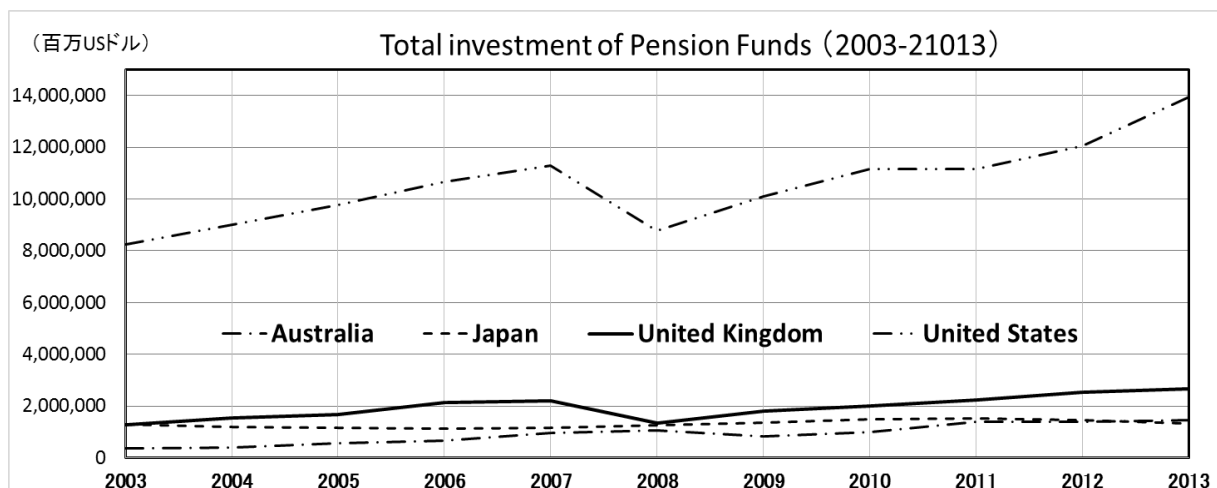
経済産業省（[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/oecd/html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/oecd/html),2015.7.1）。

<sup>2</sup> OECD（2014）「Pension Markets in Focus 2014」

（<http://www.oecd.org/daf/fin/private-pensions/Pension-Markets-in-Focus-2014.pdf>,2015.7.1）。

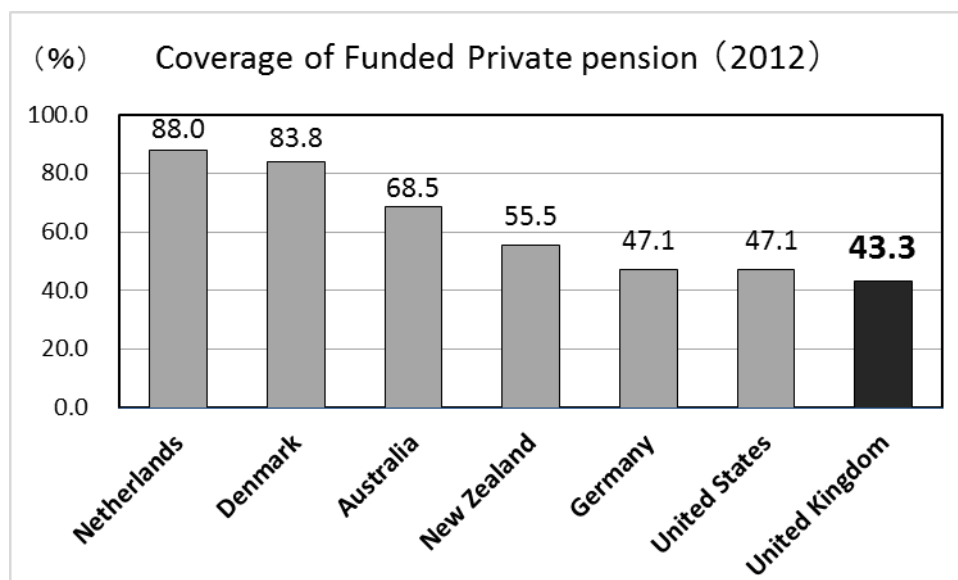
私的年金のカバー率は、強制加入であるオランダ、デンマーク、オーストラリアを除くと、イギリスはニュージーランド、ドイツ、アメリカと並んで、43.3%となっている〔図表 3〕。イギリスでは私的年金の加入率を上げるため、2012年に企業年金に加入していない被用者が自動加入となる「国家雇用貯蓄信託（NEST）」を実施した。イギリスにおける GDP に占める公的年金の年金給付費の割合は 6.7%（医療費その他給付費を加えた社会保障費は 21.3%）と世界的に見ても非常に低く、公的年金の財政負担が低く抑えられている<sup>3</sup>。

〔図表 2〕 OECD 加盟主要国における年金基金の資産残高推移（2003-2013）



出所：OECD（2014）「Pension Markets in Focus 2014」Table 4.より筆者作成

〔図表 3〕 OECD 加盟国における私的年金のカバー率（2012）



出所：OECD（2013）「Pension at a Glance 2013」Box2.4.より筆者作成

<sup>3</sup> 厚生労働省（2013）「国民生活・経済・社会保障に関する調査会」（H23.2.9）説明補足資料（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000012ilx-att/2r98520000012ix2.pdf>,2015.7.1）。

なお、本稿における意見等については筆者の個人的見解であり、所属する組織のものではないことを申し添える。

## 2. イギリスの年金制度の歴史

- (1601年) エリザベス救貧法 (Poor Law) <sup>4</sup>が制定。16世紀につくられた救貧法令を集大成し、無能力貧民の救済および貧困児童の就労を目的とした。イギリスの社会保障の出発点であり、社会保障、社会福祉、公的扶助の起源となっている。財源は英国協会の教区（行政組織を兼ねたもの）単位で救貧税をもって賄われた。
- (1834年) 貧民処遇の全国統一及び救貧行政の中央主権化を図るため「新救貧法」が制定。公務員の「恩給法」成立<sup>5</sup>。
- (1908年) 老齢による貧困を救済するため、租税による無拠出制の「老齢年金制度 (Old Age Pension)」が制定。
- (1911年) 「国民保険法 (健康保険と失業保険)」が制定され、拠出制の失業保険・健康保険制度が国民保険制度として整備。
- (1925年) 「寡婦・孤児および老齢者拠出制年金法 (Widows' Orphans' and Old Age Contributory Pension Act)」成立、老齢給付が国民保険制度の中に設けられた。
- (1942年) チャーチル連立内閣は社会保障構想「ベヴァリッジ (Beveridge) 報告」<sup>6</sup>を公表し、社会保障制度改革を実施。
- (1946年) 「国民保険法」が成立し、イギリスの国民保険制度が確立。イギリスの居住者を対象とし、「老齢、死亡、障害、出産、失業」等の所得を喪失させる事故を包括する総合的な制度。給付水準は最低生活を保障する基準とし、「ナショナル・ミニマム (国民最低保障)」原則と「均一額給付均一額拠出」原則を確立。
- (1948年) 「国民保険制度」が発足。
- (1961年) 経済成長と物価上昇により給付水準の引き上げが必要となり、職域年金が整備されていない中小企業労働者向けに「等差年金 (GP : Graduated Pension Scheme)」を導入。所得に応じた拠出と給付とし、均一給付均一拠出から転換。
- (1975年) 労働政権下において「社会保障法」成立。
- (1978年) 「国家基礎年金 (BSP : Basic State Pension)」と「付加年金 (国家所得比例年金 (SERPS : State Earning Related Pension))」を導入。同時に公的年金の付

---

<sup>4</sup> 全国の教区毎に救貧監督官を判事が任命。救貧監督官に家族による支援が得られない貧困者を救済する義務を課す一方で、財源確保のため、資産に対して地方税を課す権限を与え、現在の公的扶助の原型となった。大航海時代の新大陸発見により世界貿易が発展し、商業の一大変革をもたらしたが、商業革命は毛織物工場を刺激し、イギリスの農業地帯では農地を囲い込み、農民を追い出して羊の牧場にした（いわゆる「囲い込み運動」）。その結果、追い出された農民たちは都市へ流れ込み、無産者（貧民）が発生した。

<sup>5</sup> 1874年に軍人、1890年に警察官、1898年に教員、1922年に地方公務員、1925年に消防士へ順次拡大。

<sup>6</sup> イギリスのチャーチル首相の委託により、ベヴァリッジを委員長とする委員会（「社会保険およびこれに関連する諸施設に関する各省関係官委員会」）が1942年に発表した社会保障制度に関する報告書（「社会保険および関連諸事業」）で、戦後イギリス社会保障体系の基礎となった。「ゆりかごから墓場まで」というスローガンの下で、新しい生活保障の体系を打ち立てようとしたもの。最低生活の保障（ナショナル・ミニマム保障）が中心テーマとなっており、社会保険制度については、均一拠出と均一給付を採用していた。

①基本的なサービスに対する社会保険、②特別な場合における国家扶助、③これらに上乗せする任意保険、という3つの方法を組み合わせて社会保障計画を遂行しようとしたものである。

- 加年金部分を職域年金で代替する「適用除外 (contract out)」制度を導入。
- (1986 年) 保守党サッチャー首相は社会保障制度改革を実施。「付加年金 (SERPS)」の所得代替率を 25%から 20%に引き下げ、満額の拠出期間を 20 年から 49 年(男性)に段階的に延長。「付加年金 (SERPS)」の「適用除外 (contract out)」の対象を確定拠出年金や個人年金にも拡大し、私的年金の拡大を推進。
- (1995 年) メジャー保守党政権で「1995 年年金法」が制定され、女性の支給開始年齢を 60 歳から 65 歳に段階的に引き上げ。
- (1998 年) ブレア労働党政権がグリーンペーパー<sup>7</sup>「福祉に関する新しい契約」を公表し、低所得者層の給付拡充を目的とした年金改革を実施。「最低所得保証制度 (MIG : Minimum Income Guarantee)」<sup>8</sup>「ステークホルダー年金」「国家第二年金 (S2P : State Second Pension)」の導入を提言。
- (2001 年) 中所得者層に対して私的年金への加入を奨励するため、「ステークホルダー年金 (Stakeholder Pension)」を導入。
- (2002 年) 低中所得者に対して給付水準の底上げを図るため、「付加年金 (SERPS)」を 2001 年度末で廃止し、所得再配分機能を強化した「国家第二年金 (S2P : State Second Pension)」を導入。
- (2003 年) 年金生活者の貧困問題対応のため、60 歳以上の低所得者の公的扶助制度として、「最低所得保証制度 (MIG)」に代え「年金クレジット制度 (Pension Credit)」<sup>9</sup>導入。
- (2004 年) 「2004 年年金法」により職域年金の安全性と信頼性を高め、「年金保護基金 (PPF : Pension Protect Fund)」創設。
- (2005 年) 加入者保護を目的に「職域年金監督機構」を廃止し、新たに「年金監督庁 (Pension Regulator)」を新設。
- (2007 年) 「2007 年年金法」制定。満額の基礎年金を受給するための有資格年数を 30 年に短縮、併せて支給開始年齢の引き上げを実施。
- (2008 年) 職域年金の加入を推進するため、職域年金への加入を強制する「国家雇用貯蓄信託 (NEST : National Employment Saving Trust)」導入 (2012 年 10 月施行)。
- (2013 年) イギリス雇用年金省 (DWP : Department for Work & Pensions) が「将来世代のための職域年金の再設計」を発表。職域年金の制度改革案を提示。
- (2014 年) 「2014 年年金法」制定。国家基礎年金と国家第二年金を定額制の一層型制度に変更 (2016 年 4 月施行予定)。満額の年金を受給するための有資格年数を 35 年に

---

<sup>7</sup> イギリス議会文書「コマンドペーパー」であり、主要な政策提案及び協議文書、条約などの外交文書、特別委員会報告書に対する政府の回答、主要な調査委員会の報告書、特定の省の文書、レビュー及び法案の草稿など多くの種類の文書がある。「ホワイトペーパー」と「グリーンペーパー」があり、一般的に政府の政策提案及び声明を含むものを「ホワイトペーパー」、考察、公衆の討論及び協議に向けた着想及びオプションを提示するものが「グリーンペーパー」と呼ばれている。

<sup>8</sup> 「最低所得保障制度 (Minimum Income Guarantee)」は 1999 年に導入。高齢者の年金等の所得が最低保証基準に満たない場合は、税を財源とした公的扶助により差額を所得補助として支給。しかし、高齢者の年金積立や貯蓄の努力が反映されず、2003 年 10 月に「年金クレジット制度」に置き換えられた。

<sup>9</sup> 「年金クレジット」は、保有資産の制限なしで所得制限のみで受給できる「保証クレジット (guarantee credit)」と自分で貯蓄すればその分給付が増える「貯蓄クレジット (saving credit)」で構成される。

延長。支給開始年齢の 67 歳への引き上げを 2026～2028 年に 8 年前倒しで実施。  
併せて、確定拠出年金に係る税制改正を実施。

### 3 イギリスの公的年金制度

#### 3.1 イギリスの公的年金制度の概要

イギリスの公的年金制度は、1601 年のエリザベス救貧法 (Poor Law) を基礎とし、イギリス居住の全ての人を対象とする国民保険制度の中に位置付けられ、「老齢、死亡、障害、出産、失業」等の所得を喪失減少させる事由に対する総合的な保険制度として位置付けられている。国民保険は、イギリスに居住する 16 歳～64 歳の男性と 16 歳～59 歳の女性は強制加入となっている。国民保険には当初国庫負担があったが、サッチャー政権が 1989 年に財政負担への懸念からこれを廃止し、現在の財源は保険料 23.8% (被用者 11.0%、事業主 12.8%) で賄われる賦課方式となっている。最低所得額 (週 111 ポンド) 未満の者は、保険料の支払いが義務付けられておらず、自営業者についても年間純利益が 5,885 ポンド未満であれば保険料の支払い義務はない。なお、保険料の支払い義務のない人でも、任意に国民保険に加入することはできる。労働能力がない者、疾病給付・出産給付・障害介護手当てを受給している者は保険料が免除されている。

支給開始年齢は男性が 65 歳、女性は 60 歳であるが、女性は 2020 年にかけて段階的に 65 歳に引き上げられ、さらに 2007 年年金法により、2024 年～2046 年にかけて、男女共に段階的に 68 歳に引き上げられる予定である。さらに、2014 年年金法により、支給開始年齢の 67 歳への引き上げを 2026～2028 年に 8 年前倒しで実施することとされた。基礎年金を満額受給するためには、保険料拠出年数と保険料免除年数の合計が、男性で 44 年、女性で 39 年が必要であったが、2007 年年金法により男女共に 30 年に一旦は短縮されたが、2014 年年金法により 35 年に延長された。

#### 3.2 イギリスの公的年金制度の体系

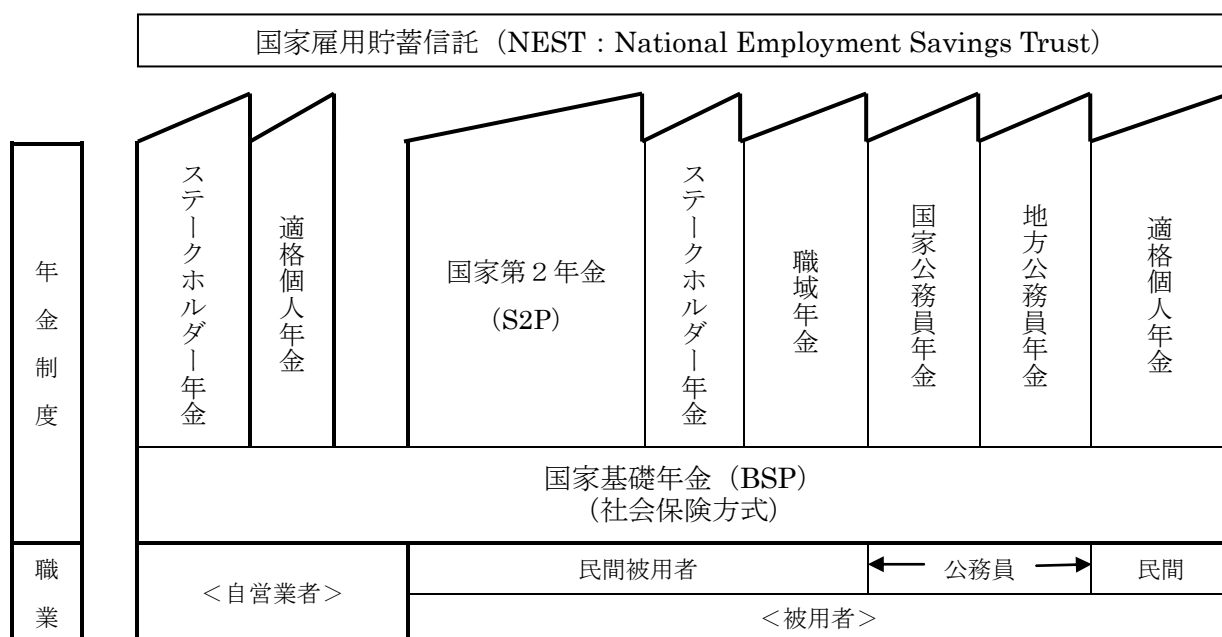
イギリスの公的年金制度は、「国家基礎年金 (Basic State Pension)」と「付加年金」の 2 階建の構造となっている。「国家基礎年金」は最低所得額以上 (週 111 ポンド以上の被用者および年 5,885 ポンド以上の自営業者) の所得を有するイギリス居住者が対象 (被用者、自営業者、任意加入者) であり、「付加年金」は公務員を含め被用者が強制加入である。「付加年金」については、一定の要件を満たす私的年金 (企業年金、個人年金、ステークホルダー年金) に加入する被用者には、加入を免除する「適用除外制度 (contract out)」が設けられた (なお、この適用除外制度は 2015 年に廃止された)。「付加年金」には 1978 年に導入された「所得比例年金 (SERPS : State Earning Related Pension)」があったが、2002 年にはこれに代わるものとして、所得再配分機能を強化した「国家第二年金 (S2P : State Second Pension)」<sup>10</sup>が導入された。国家第二年金 (S2P : State Second Pension) は、年収 4,524

<sup>10</sup> 1978 年に付加年金として国家所得比例年金 (SERPS : State Earning Related Pension) が導入されたが、低中所得者に対して給付水準の底上げを図るため、SERPS を 2001 年度末で廃止し、2002 年に所得再配分機能を強化した「国家第二年金 (S2P : State Second Pension)」が導入された。

ポンドから 34,840 ポンドまでの給与所得の被用者が対象であり、所得比例年金（SERPS）で 20%に設定されていた所得代替率を 40%としたものであり、低所得者に対する所得再配分の性格を強く持った制度である。さらに、年金生活者の貧困対策として、2003 年には最低所得保障として公的扶助給付で資力調査を伴う税財源の「年金クレジット（Pension Credit）」制度が導入された。

しかし、このような複雑な年金制度を分かりやすくし、国民が将来受け取る年金額を認識できるようにして、国民自らが老後に備える意識を高めることと、所得配分機能の強化及び男女の格差是正のため、キャメロン政権は 2013 年 1 月に公的年金の「一層型年金」への変更を発表した。2014 年年金法により 2017 年 4 月から国家基礎年金と国家第二年金に代えて、定額型の国家年金制度への大改正が行われる予定である。2017 年 4 月以降に支給開始年齢に到達する者からこの新年金制度が適用される予定である。新年金制度での満額の給付水準は、保障クレジットの最低所得保証基本額（2014～2015 年は週 148.35 ポンド）となる予定である。これにより、1978 年に導入された二階建て公的年金は、一層型へと大きな変革が行われることとなる。また、1978 年に導入された「適用除外制度」についても、2012 年 4 月に個人年金、ステークホルダー年金、確定拠出型の企業年金が適用除外制度の対象外となり、2014 年 5 月からは確定給付型の企業年金も適用除外制度の対象外となり、公的年金の機能を代替してきた適用除外制度はその幕を閉じることとなった。

〔図表 4〕 イギリスの年金制度



出所：筆者作成

## 4 私的年金制度

### 4.1 職域年金と個人年金

民間の被用者及び公務員等は任意で設立された「職域年金」に加入する。「報酬比例型（確

定給付)」「マネーパーチェス型(確定拠出)」「ハイブリッド型」の制度があり、給付建制度が大半を占めるが、近年では確定拠出型が増加しており、新たに加入する者は、ほとんどが確定拠出型となっている。民間部門での適用率は約40%弱で、公的部門の適用率は70%強となっている。税制上の優遇措置があり、事業主拠出金は全額損金算入され、加入者拠出金は年間3,600ポンドまたは年間所得の100%のいずれか高い方までが所得控除となる。税制適格性を取得するために条件は、①加入2年以上で受給権付与すること、②5%以内での物価スライドを保障すること、③事業主拠出が必ず存在することである。契約形態は、大規模な企業が年金基金を設立して信託設定によって年金資産を企業の他の資産と分別管理する「信託型年金」と、小規模企業が保険会社と直接保険契約を締結し、保険会社が資産の管理・運用・給付を行う「保険型年金」がある。

国は企業年金加入者・受給者の年金保護を強化する事及び事業主の負担を軽くして、事業主が従業員に職域年金を提供しやすくすることを目的とし、2002年に職域年金の改革のためのグリーンペーパー「簡素、安全、選択－退職に向けての労働と貯蓄」を発表し、「年金委員会」と「年金保護基金」設置を提言した。これに基づき、職域年金の安全性と信頼性を高めるための職域年金の規制強化策として、2004年に「年金保護基金(PPF:Pension Protect Fund)」を創設し、2005年には加入者保護を目的に、職域年金の監査実施を有する「年金監督庁(Pension Regulator)」を新設した。企業が意図的に積立水準を低くしたり、年金制度の債務を逃れるために企業を解散させるというようなモラルハザードに対して、積立不足の制度に対してはより多くの保険料を支払わせることとし、また実際の支払いに関しては、年金額算定基礎給与に上限を設け、役員や上級職員には解散が不利となるように設定している。事業主が破たんした場合は、年金保護基金から受給者に最大100%、加入者に90%の給付が行われる<sup>11)</sup>。

#### 4.2 ステークホルダー年金(Stakeholder Pension)

職域年金は公的年金を補完するものとして重要な役割を果たしていたが、積立不足による確定給付型制度の縮小や新規受け入れの停止、景気悪化による福利厚生制度の縮小等を背景に、職域年金の加入者が減少し、老後所得保障としての機能が低下したため、中所得者層に対する私的年金への加入を促進するために、国は2002年に民間金融機関(銀行および保険会社)と協力して、確定拠出型の「ステークホルダー年金」を導入した。職域年金を実施していない5人以上の従業員を雇用する雇用主に対してステークホルダー年金の実施を義務付けたものである。職域年金またはステークホルダー年金のいずれかに加入させることを積極的に求め、私的年金の促進を促すものであった。職域年金は中小企業の被用者が加入できず、転職にも不利であったため、ステークホルダー年金は中所得者向けに少ない保険料で比較的手厚い給付を受けられるように設計され、保険料の拠出中断や再開ができるように設計された。加入対象は被用者のみならず、自営業者や企業年金だけでは不足する中所得者層の被用者も加入できるようにした。拠出は被用者が行うが、事業主も任意で拠出が可能である。被

<sup>11)</sup> 厚生労働省(2010~2011)「海外情勢報告2010~2011」『イギリス』pp275-287  
(<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/12/pdf/teirei/t275-287.pdf>, 2015.7.1).



用者が加入を希望した場合は、事業主が給与から掛金を天引きして保険会社に支払う仕組みである。加入者が拠出した掛金は所得控除となる。年金額は拠出額と保険会社の運用実績により確定する確定拠出型年金制度である。60歳から65歳の退職者が受給できるが、在職中であっても受取ることができる。①運用手数料を1.5%以下とすること、②最低保険料を月額20ポンド以下とすること、③同年金を他年金に移転しても追加手数料は徴収されないことなどの利点がある。

#### 4.3 適格個人年金 (APP : Appropriate Personal Pension)

1986年社会保障法によって導入された制度で、1988年4月に付加年金の適用除外が認められ、適用除外の対象となるものを適格個人年金という。なお、2014年年金法により、適用除外については2012年4月に対象外となった。被保険者が毎月あるいは一括で拠出した保険料を、被保険者が選択した保険会社で運用する確定拠出型年金である。税制適格性の条件は、①加入2年以上で受給権を付与すること、②5%以内での物価スライドを保障すること、③給付額が拠出期間比例型となることなどである。拠出時非課税 (Tax exemption)、運用時非課税 (Tax exemption)、給付時課税 (Taxation) のEET型制度であり、給付は50歳から75歳までの間で選択が可能であり、退職時に積立金の25%までは非課税で一時金として受け取ることができる。残額を年金原資として、保険会社が提供する終身年金を購入することとなる。保険料を支払っていた保険会社以外の終身年金を購入することもでき、その時点で有利と思われる商品を購入することが出来る。契約者が受給開始前に死亡した場合は遺族一時金が支払われ、受給開始後に死亡した場合は遺族に対して1/2の年金が支給される。拠出は毎年変更可能で拠出額の上限は年収の100%まで、一定割合まで税額控除される優遇措置がある。税制優遇適用の生涯退職貯蓄上限額 (Life Allowance) は180万ポンドから125万ポンドに引き下げられ、年間上限額 (Annual Allowance) は25.5万ポンドから2013年に5万ポンド、2014年には4万ポンドに引き下げられた<sup>12</sup>。この枠内で個人の年間拠出限度額は、3,600ポンドまたは所得の100%の多い方の金額までとなる。この税制優遇枠は所得以外の預金などから拠出することも可能であり、離職して所得がない場合でも、所得が停止した年度または直近5年間の最高所得のいずれかを基準に、所得がなくなった年から6年間は拠出することが可能である。

#### 4.4 国家雇用貯蓄信託 (NEST : National Employment Saving Trust)

私的年金の推進策として2002年にステークホルダー年金が導入されたものの、低所得者層についての私的年金への加入が進まず、老後に備えた個人の貯蓄不足が懸念されることから、2004年の年金改革により低所得者層への私的年金加入を促進するために新たな個人勘定年金の導入が提言された。2008年年金法により、職域年金の未加入者に対して自動的に加入となる確定拠出型の「国家雇用貯蓄信託 (NEST : National Employment Savings Trust)」が創設され、2012年10月に導入された。ステークホルダー年金では自発的な加入促進が進

<sup>12</sup> 篠原拓哉(2014)「イギリスの個人年金の改定」『保険と年金フォーカス』2014.8.12, ニッセイ基礎研究所 (<http://www.nli-research.co.jp/report/focus/2014/focus140812.pdf>, 2015.7.1)

まなかつたことから、自動加入方式が採用され、職域年金未加入者の被用者を自動的に加入させることにより、低所得者の老後資金の積み立て促進を目的とするものである。自動加入の仕組みは、職域年金に加入していない 22 歳以上かつ公的年金支給開始年齢（男性 65 歳、女性 60 歳）未満の被用者で、年間所得 10,000 ポンド超の人が、自動的に制度に加入し、任意で脱退「opt out（オプトアウト）」できる仕組みである。なお、22 歳未満および年間所得 10,000 ポンド(2015 年)以下の人については、雇用主は強制加入させる義務はない。22 歳未満および年間所得 10,000 ポンド以下の人や自営業者は任意で加入することができる<sup>13</sup>。財源は被用者本人と事業主がそれぞれ税引き後所得の 4%、3%を保険料として負担し、政府が減税措置（tax relief）により 1%分を還付することで被用者の個人口座に拠出される。1%分は国税当局から払い込まれる税金の還付分となる。なお、最低拠出率は 8%となる予定であるが、経過措置により段階的に引き上げられる予定である。2012 年 10 月～2017 年 9 月までは 2%、2017 年 10 月～2018 年 9 月までは 5%で、最終的に 2018 年 10 月以降に 8%となる〔図表 4〕。なお、これを超えて事業主または被用者が任意に拠出することも可能であるが、個人口座への年間拠出限度額 4,500 ポンドが設定されている。また、老後資産形成を目的としているため、退職前の中途引き出しは原則としてできず、他の企業年金からの資金受け入れおよび資金移換も禁止されている。

〔図表 5〕 NEST の所得に対する最低拠出割合

期 限	最低拠出義務
2012年10月1日～2017年9月30日	2%(うち事業主拠出1%)
2017年10月1日～2018年9月30日	5%(うち事業主拠出2%)
2018年10月1日以降	8%(うち事業主拠出3%)

出所：Department for Social Development 「Automatic enrolment into a workplace pension」より筆者作成

制度の管理・運営は、非営利の信託機関である「NEST Corporation」により運営されており、政府に代わって公共サービスを提供する機関として位置付けられ、一部政府予算からの補助金が交付されている。運営管理費、資産管理費、資産運用費用は加入者の手数料によって運営されており、加入手数料は積立金額に対して年間 0.3%で、運営管理手数料、資産管理手数料、資産運用手数料に充当される。資産運用は「NEST Corporation」が提供する商品を加入者が自ら選択したファンドに投資することとなるが、選択しない場合はターゲット・デットファンドがデフォルトファンドとして設定されている。NEST の加入者は、2013 年 6 月末で 27.5 万人、運用資産 1,100 万ポンドに達している<sup>14</sup>。

拠出に対する政府の減税措置は、税金を支払っている人だけが恩恵を受けるものではなく、税金を支払っていない人には税による補助金を支給する「給付付税額控除」としての仕組み

<sup>13</sup> Department for Social Development 「Automatic enrolment into a workplace pension」  
(<https://www.nibusinessinfo.co.uk/pensions,2015.7.1>)

<sup>14</sup> 菅野泰夫・沼知聡子（2013）「公的年金をスリム化し社会保障費を軽減する英国年金制度」『欧州経済・金融市場』Vol.14, 2013.12.9, 大和総研  
(<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2011/2011spr07web.pdf, 2015.7.1>).

がある。英国国税当局(HMRC)<sup>15</sup>によると、本人は一旦所得控除なしで税金を支払い、その後、本人分最低拠出額（例えば 100 ポンド）に標準税率（20%）を乗じた額（この例で 20 ポンド）を国税当局に請求して年金原資に繰り入れる仕組みとなり、本人拠出は 80 ポンドで済む。税率が 20%よりも高い人は、控除しきれない分を確定申告により還付請求でき、実質的な意味での所得控除となっている。運用収益は非課税であり、引き出しの際には積立額の 25%までの一時金は無税で引き出しが可能だが、これ以外の引き出しには 55%のペナルティ・タックスが課税される。

## 5 職域年金における近年の制度改革と税制改革

### 5.1 職域年金の制度改革と集団運用型確定拠出型年金制度の創設

イギリス雇用年金省（DWP：Department for Work & Pensions）は、2013年11月にコンサルティングペーパー「将来世代のための職域年金の再設計（Reshaping workplace pensions for future generations）」を発表し、公的年金制度の一層型への制度改革に併せて、職域年金の改革を検討している<sup>16</sup>。コンサルティングペーパーでは、職域年金の継続的維持と、被用者の老後所得機能の充実に目的として、新たに「DA：Defind Ambition」というハイブリッド制度の提案を行っている。DA制度は、(1)DB制度の柔軟化、(2)DC制度への所得保障機能の付加、(3)集団運用型DC制度の創設検討を挙げている〔図表5〕。今後、意見募集を行いながら改革に着手していく予定である。

〔図表6〕 イギリス雇用年金省による職域年金改革案（2014）

<b>(1)DB制度の柔軟化（Flexible DB schemes）</b>
①物価スライドの義務付けを廃止
②積立水準に応じて弾力的に給付水準の調整を可能とする
③退職時点で給付義務を企業から切り離す（退職時に確定拠出型へ自動移換する） （支給開始年齢以前に退職した場合に限る。支給開始年齢後に退職した場合は確定給付型に残る）
④年金支給開始年齢を平均寿命に応じて自動調整する
<b>(2)DC制度の持続可能性のための所得保障機能の付加（Greater certainty for DC schemes）</b>
①元本保証を行う（新たに加入する人）
②一定の収益を保証する
③老後所得保障機能を付加する （一定年齢到達後に年金資産から自動的に保険料を支払い最低保障年金を購入する）
④退職後の収入保証（掛金のうち一定額を据置年金購入資金とする）
<b>(2)集団的DC制度の創設（Support for Collective DC schemes）</b>
①事業主の積立不足による債務からの回避
②資産の一括運用（個人勘定は設定されず個人による運用指図は行わない）
③加入者のリスク共有化による世代間リスクの共有と移転

<sup>15</sup> HM Revenue & Customs (HMRC) 英国国税当局

(<http://www.hmrc.gov.uk/incometax/relief-pension.htm>, 2015.7.1).

<sup>16</sup> イギリス雇用年金省（DWP）Department for Work & Pensions（2014）Government response to the consultation 「Reshaping workplace pensions for Future generations」

([https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/322650/reshaping-workplace-pensions-for-future-generations-response-print.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/322650/reshaping-workplace-pensions-for-future-generations-response-print.pdf), 2015.7.1).

出所：イギリス雇用年金省（DWP）Department for Work & Pensions（2014）Government response to the consultation 「Reshaping workplace pensions for Future generations」より筆者作成

## 5.2 2015 年度税制改正<sup>17</sup>

英国政府は2014年3月に確定拠出年金に係る税制改正を発表し、同4月より施行された。現在、職域年金の主流となっている確定拠出年金について給付の自由化を促す改正である。従来、確定拠出年金については、年金原資の25%までの一時金が無税で受け取れたが、これを超える引き出しについては55%の高いペナルティ・タックスが課税されていた。そのため、残りの75%については終身年金である「Annuity」を購入するか、または資産を運用しながら必要に応じて年間引き出し限度額まで引き出しが可能な「Drawdown」という形で受け取っていた。しかし、一度「Annuity」を購入すると、途中で年金原資の引き出しができず、死亡した場合でも年金原資が戻ってこなかった。これに対して、55%のペナルティ・タックスが廃止され、年金原資の25%を超える部分についても本人の累進税率による総合課税に変更となった。また、「Drawdown」での年間引き出し限度額が撤廃され、資産運用をしながら、必要に応じて資産の取り崩しが可能となった。これにより、確定拠出年金からの受け取りの自由度が増し、確定拠出年金の使い勝手が良くなったと言えよう。

## 6 イギリスの年金制度からの考察

### 6.1 イギリスの公的年金と私的年金の関係性

イギリスの年金制度は、1906年の救貧法（Poor Law）により、租税を財源とする公的扶助として始まり、1908年の「老齢年金制度（Old Age Pension）」により無拠出制の年金制度を確立した。しかし、財政上の理由から、1925年の「寡婦・孤児および老齢者拠出制年金法（Widows' Orphans' and Old Age Contributory Pension Act）」により、拠出制へと変更された。チャーチル連立内閣による「ベヴァリッジ（Beveridge）報告」では、給付水準は最低生活を保障する基準とする「ナショナル・ミニマム（国民最低保障）」原則と「均一額給付均一額拠出」原則が確立されたが、その後の経済成長とインフレの進行により、給付水準の引き上げが必要となり、均一額給付均一額拠出という「ベヴァリッジ（Beveridge）」原則では社会的適合が出来なくなった。また、職域年金は大企業労働者を中心とするものであり、中小企業労働者等の職域年金が十分にカバーされていない者を国家が保障する必要性が高まり、1961年に「等差年金（GP：Graduated Pension Scheme）」が導入され、均一額給付均一額拠出から所得に応じた拠出と給付へと変換し、「ベヴァリッジ（Beveridge）」原則から完全に脱することとなる。1975年の「社会保障法」により、1978年に「国家基礎年金（Basic State Pension）」と「付加年金（国家所得比例年金：SERPS（State Earning Related Pension）」が導入され、2階建の公的年金制度が確立された。併せて、財政負担への懸念から国家の役割を縮小させるため、付加年金部分を私的年金で代替する政策が進められ「適用除外（contract out）」制度が導入された。これにより、国家の役割を一部、私的年

<sup>17</sup> HM Revenue UK Gov. 「Pension Flexibility 2015」

([http://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/385065/TIIN\\_8130\\_214\\_0.pdf](http://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/385065/TIIN_8130_214_0.pdf), 2012.3.23).

金に委ねる道を開いたものであった。さらに、サッチャー政権は高齢化の進展による財政増加への懸念から 1989 年に国庫負担を廃止した<sup>18</sup>。中小企業労働者への私的年金を推進するため、2001 年に「ステークホルダー年金 (Stakeholder Pension)」を導入し、適用除外制度を拡充した。しかし、低所得者層についての私的年金への加入が進まなかったことから、2012 年に「国家雇用貯蓄信託 (NEST)」を導入し、私的年金の充実を図った。一方で、国家としての公的扶助として、「年金クレジット」の導入を行い、高齢の低所得者に対しては、税を財源とする公的扶助の強化を実施した。

このように、イギリスでは「ナショナル・ミニマム (国民最低保障)」原則の基、国家による国民の老後所得保障は最低限度とし、公的年金を私的年金で補完する基本的考えに基づいて年金制度改革が行われてきた。社会保障費の財政負担への懸念から、早い時期から、国家の役割を一部私的年金 (企業年金、個人年金) に委ねる政策が推し進められ、私的年金の拡充策が行われて来た。職域年金に加入していない人への私的年金制度への自動加入制度の適用を行うなど、国家が私的年金に介入をすることにより、私的年金の拡充を図る政策も進められている。その結果、公的年金による所得代替率 (総所得ベース) は他国と比べて 32.6%<sup>19</sup>と低い給付水準となっているが<sup>20</sup>、公的年金給付における対 GDP 比率は、他の先進諸国と比べて低く、6.7% (2013 年)<sup>21</sup>と低い水準に抑えられている。

イギリスにおける年金改革の基本理念は「個人責任の奨励」と「公正性」を基礎としている。2014 年年金法による「一層型の定額年金制度」への大転換は、国家の役割を必要最低限に留めるとともに、定額制とすることで年金制度を簡素に国民に分かりやすいものとし、同時に個人の責任を明確にすることにより、老後所得保障に対する個人の自助努力を奨励するものである。また、公的年金における男女および世代間の格差をなくし、1 人 1 人に公平な制度とすることを目的とした改革となっている。今回のイギリスの年金制度改革は、少子高齢化の進展による今後の高齢化社会における高齢者の所得保障の充実並びに貧困高齢者の削減について、国の財政負担の抑制と公的支出の削減を行いつつ、民間部門の活用により実現しようとするものである。

## 7.2 さいごに

イギリスの高齢化の進展状況は、世界保健機関 (WHO) 「World Health Statistics 2014 (世界保健統計 2014)」によると、平均余命は男性 79 歳、女性 83 歳である。高齢化率 (総人口に対する 65 歳以上人口の割合) は 17.49% (2013 年) で、2050 年には 24%に達すると見込まれている。一方、合計特殊出生率は先進諸国の中では比較的高い 1.9% (2014 年) で推移している<sup>22</sup>。全世界的に高齢化が進展していく中、EU 「一般雇用機会均等指令 (2000 年 12 月施

<sup>18</sup> 給付財源が不足する場合は給付に要する費用の 17%までの国庫補助を行う事ができる。

<sup>19</sup> 厚生労働省 第 5 回社会保障審議会 (2014.6.30) 参考資料 1 の 22 頁。税・社会保険料控除前の総所得代替率。 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000049609.html>), 2015.7.1).

<sup>20</sup> OECD (2013) 「Pension at a Glance 2013」 p137 (<http://www.oecd.org/pensions/public-pensions/OECDPensionsAtAGlance2013.pdf>, 2015.7.1).

<sup>21</sup> 厚生労働省 第 21 回社会保障審議会 (2011.2.10) 資料 4 の 4 頁。 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000012ilx.html>, 2015.7.1).

<sup>22</sup> The World Bank (2014) 「The World Bank Data Indicators」

行)は、年齢、障害等に係る雇用・職業に関する一切の差別の原則禁止を EU 各国に求めた。一部例外規定も認められており、イギリスでも定年制を認めている<sup>23</sup>。イギリスでは 2006 年に、企業が年齢を理由に労働者を差別することを禁ずるほか、65 歳未満の定年を定めた企業の社内既定を原則無効にする「年齢差別禁止法」が施行され、2011 年 4 月に 65 歳としている企業の定年制を廃止する方針案を明らかにしている。現在、イギリスの公的年金の支給開始年齢は、男性 65 歳、女性 60 歳（女性は 2010～2018 年にかけて段階的に 65 歳に引き上げ）であるが、2007 年年金法により、2018 年～2020 年にかけて 66 歳に、2034 年～2036 年にかけて 67 歳に、2044 年～2046 年にかけて 68 歳に男女共に引き上げられる予定である。さらに、2014 年年金法により支給開始年齢の 67 歳への引き上げを 2026～2028 年に 8 年前倒しで実施する予定であり（68 歳への引き上げ時期は変更なし）、国の財政負担を軽減する政策を進めている。

イギリスでは、近年「福祉から就労へ」という政策の下、各種福祉政策の見直し（廃止、削減あるいは要件の強化）が進められ、高齢化社会に向けて国家の財政負担を減らす政策が進められている。さらに、高齢化による将来的な財政負担増への対応についても、2014 年年金法による一層型の定額制年金制度への改革により、極力、公的年金の財政負担を早い時期から抑える試みである。これにより、GDP に占める公的年金の支出の割合も現行制度が継続した場合は、現在の 6.9%（2012 年）から、2060 年には 8.5%になる予定であったが、それを 8.1%に抑えられる見込みである<sup>24</sup>。イギリスでは高齢化社会に向けた対策が確実に進められている。

わが国の公的年金制度が、国民の老後生活に大きな役割を果たしている事は言うまでもない。しかし、わが国の社会保障給付費は年々増加しており、財務省の平成 26 年度の社会保障給付費は 115.2 兆円で、その中でも年金給付費は 56 兆円と社会保障費全体の約半分の 48.6%を占めており<sup>25</sup>、高齢化の進展による社会保障費の増大が今後のわが国の大きな課題となる。わが国は人口構造の変化から人口減少局面に入り、公的年金は少子高齢化の進展から諸外国と同様にその機能は縮小せざるを得ない状況にある。このような状況下、公的年金を補完するための私的年金の推進が必要とされており、個人の年金に対するリテラシーの向上と共に、私的年金を推進するため税制優遇等による国の支援策が必要となる。諸外国で実施されている低所得者にも税の恩恵が受けられる直接補助（補助金または給付付き税額控除）等の新たな仕組みも検討する必要がある。諸外国の年金制度に対する課題と対策は、わが国と共通する点を多く有しており、企業年金の支援策や税制改正策はわが国への示唆となる。公的年金による「自助の強制」と、私的年金による「任意の自助」を進める必要がある。

---

(<http://data.worldbank.org/indicator//,2015.7.1>).

<sup>23</sup> 内閣府(2007)「諸外国における高齢者就業等の現状」労働市場改革専門調査会第 14 回,資料 2」2007.10.12 (<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/special/work/14/item2.pdf,2013.7.2>).

<sup>24</sup> 藤森克彦(2014)「英国キャメロン政権の基礎年金と付加年金の一元化～「一層型年金」の創設に向けて～」『企業年金』2014.8 号 企業年金連合会編, pp32-35

<sup>25</sup> 財務省(2014)「日本の財政関係資料」p13,

([http://www.mof.go.jp/budget/fiscal\\_condition/related\\_data/sy014\\_26\\_10.pdf,2013.7.2](http://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/sy014_26_10.pdf,2013.7.2)).

## 参考文献

- 青山麻里 (2011) 「英国年金事情」『企業年金』企業年金連合会 2010年12月号, Vol.29, No.12, pp.34-37.
- 有森美木 (2011) 「世界の年金制度」(江口隆裕編) 第一法規.
- ——— (2006) 「英国年金白書」『国家の老後所得保障と個人の自助努力』日興ファイナンシャルインテリジェンス Pension Review Oct 2006  
(<http://www.nikko-fi.co.jp/uploads/photos1/htm.,2011.2.2>).
- 市川涼子 (2013) 「英国における職域年金自動加入制度の導入」『企業年金』2013.7 企業年金連合会, pp.28-31.
- 小松原章・中嶋邦夫(2006a) 「英国年金制度改革の動向と保険業界の対応」『ニッセイ基礎研 REPORTⅢ』2006年10月号  
(<http://www.nli-research.co.jp/report/report/2006/10/li0610b.pdf>, 2015.7.1).
- 金子久 (2009) 「英国の事例に学ぶ日本版 ISA 普及への課題」野村総合研究所金融市場研究室 ([http://www.nri.co.jp/opinion/kinyu\\_itf/2009/pdf/itf20090906.pdf](http://www.nri.co.jp/opinion/kinyu_itf/2009/pdf/itf20090906.pdf), 2015.7.1).
- 神山哲也・田中健太郎 (2014) 「英国における集団運用型確定拠出型年金導入の議論」『野村資本市場クォーターリー』2014 Winter  
(<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2014/2014win07web.pdf>, 2015.7.1).
- 企業年金連合会 (2012) 『新しい企業年金に関する基礎資料』.
- ——— (2010) 「イギリスの年金制度」『企業年金に関する基礎資料』平成22年12月発行, pp.357-369.
- 厚生年金基金連合会 (1999) 「第5章イギリスの年金制度」『海外の年金制度』1999年9月30日発行, pp.215-287.
- ———編 (1999) 『海外の年金制度 日本との比較検証』東洋経済新報社.
- 厚生労働省 (2014) 「社会保障制度改革の全体像」  
([http://www.mof.go.jp/comprehensive\\_reform/setsumeikaikoro.pdf](http://www.mof.go.jp/comprehensive_reform/setsumeikaikoro.pdf), 2015.7.1).
- ——— (2014) 「諸外国の年金制度・英国」  
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shogaikoku-england.html>, 2015.7.1).
- ——— (2013) 「国民生活・経済・社会保障に関する調査会」H23.2.9 説明補足資料  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000012ilx-att/2r98520000012ix2.pdf>, 2015.7.1).
- ——— (2011) 企業年金政策研究会資料 2, 2011.2.18  
(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/02/dl/s0218-8b.pdf>, 2015.7.1).
- ——— (2007) 「2007-2008年 海外情勢報告」  
(<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyoku/kaigai/09/>, 2015.7.1).
- 財務省 (2014) 「日本の財政関係資料」 p13  
([http://www.mof.go.jp/budget/fiscal\\_condition/related\\_data/sy014\\_26\\_10.pdf](http://www.mof.go.jp/budget/fiscal_condition/related_data/sy014_26_10.pdf), 2013.7.2).

- 坂口正之 (2009) 『イギリスの公的年金制度の改革と高齢者の所得保障制度の再構築』  
大阪商業大学論集 第5巻第1号 (通号151・152号合併号) 2009.5  
(<http://ouc.daishodai.ac.jp/data/,2015.7.1>).
- 佐川あぐり (2012) 『公的から私的へ～世界で拡大する年金基金』大和総研  
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/capital-mkt/12110602capital-mkt.pdf,2015.7.1>).
- 佐野邦明 (2014) 「イギリスにおけるハイブリッド制度」『三菱UFJ年金情報』三菱UFJ  
信託銀行, 2014年1月号.
- ——— (2011) 「諸外国の年金制度における公的年金と企業年金の役割分担について
- 篠原拓哉 (2014) 「イギリスの個人年金の改定」『保険・年金フォーカス』2014.8.12 ニ  
ッセイ基礎研究所  
(<http://www.nli-research.co.jp/report/focus/2014/focus140812.pdf,2015.7.1>).
- ——— (2014) 「イギリスの年金制度改定の動向」『保険・年金フォーカス』2014.6.24  
ニッセイ基礎研究所  
(<http://www.nli-research.co.jp/report/focus/2014/focus140624-2.pdf,2015.7.1>).
- 菅谷和宏 (2013) 「海外の企業年金および個人退職勘定制度からの示唆～イギリス・ド  
イツ・フランス・アメリカ～」『年金と経済』公益財団法人年金シニアプラン総合研究  
機構, 2013年10月号, Vol32, No.3, pp.4-21.
- 菅谷和宏 (2012) 「諸外国の個人退職勘定制度について」『国民の老後保障に関する研究  
～個人退職勘定制度及び日本版IRAの可能性を探る～』公益財団法人年金シニアプラン  
総合研究機構研究報告書資料編 2012年11月, pp.1-19.
- 菅野泰夫 (2014) 「英国の公的年金、企業年金動向」『企業年金』2014.3 企業年金連合会,  
pp.34-37.
- 杉田浩治 (2011) 『「自動加入方式」を採用する英国の新故人年金制度』日本証券経済研  
究所 (<http://www.jsri.or.jp/web/topics/pdf/html,2015.7.1>).
- ——— (2010) 『ヨーロッパの確定拠出年金』日本証券経済研究所  
([http://www.jsri.or.jp/web/topics/pdf/0805\\_02.pdf,2015.7.1](http://www.jsri.or.jp/web/topics/pdf/0805_02.pdf,2015.7.1)).
- ——— (2011) 『自動加入方式を採用する英国の新個人年金制度——行動経済学を取り  
入れた改革』日本証券経済研究所, 3頁  
([http://www.jsri.or.jp/web/topics/pdf/1001\\_01.pdf,2015.7.1](http://www.jsri.or.jp/web/topics/pdf/1001_01.pdf,2015.7.1)).
- 世界保健機構(WHO) (2013) 『World Health Statistics 2013』(世界保健統計 2013)  
([http://www.who.int/gho/publications/world\\_health\\_statistics/EN\\_WHS2013\\_Full.pdf,2015.7.1](http://www.who.int/gho/publications/world_health_statistics/EN_WHS2013_Full.pdf,2015.7.1)).
- 高橋正国(2005) 「イギリスの私的年金税制」『ニッセイ基礎研 REPORTⅢ』2005年2月  
号 (<http://www.nli-research.co.jp/report/report/2005/02/li0502b,2015.7.1>).
- 嵩さやか (2006) 『年金制度と国家の役割—英仏の比較法的研究』東京大学出版会
- ——— (2006) 「第2章イギリス」『年金制度と国家の役割(英仏の比較法的研究)』2006  
年3月10日発刊, 財団法人東京大学出版社, pp.49-171.



- 中川秀空 (2014) 「イギリスの年金改革——一層型の年金制度の導入——」2014.8, 国立国会図書館調査及び立法考査局.
- 野村亜紀子 (2011) 「諸外国における公的年金役割後退の対応策——中核を占める私的年金の活用」『資本市場クォーターリー』2011年 春号  
(<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2011/2011spr07web.pdf>, 2015.7.1).
- 内閣府 (2007) 「諸外国における高齢者就業等の現状」労働市場改革専門調査会第14回 2007.10.12, 資料2  
(<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/special/work/14/item2.pdf>, 2015.7.1).
- 萩原 愛一 (2010) 「第二の人生は62歳から——公的年金制度改革」『国立国会図書館調査及び立法考査局』立法情報 2010年 11月  
(<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02450205.pdf>, 2015.7.1).
- 府川哲夫 (2008) 「グローバル化と年金」『年金と経済』2008.1 VoL.26 No.4, 財団法人年金シニアプラン総合研究機構, pp.4-10.
- 藤森克彦 (2014) 「英国キャメロン政権の基礎年金と付加年金の一元化～「一層型年金」の創設に向けて～」『企業年金』2014.8, 企業年金連合会編, pp.32-35.
- ——— (2010) 「イギリスの年金制度」『年金と経済』財団法人年金シニアプラン総合研究機構, 2010年1月号, VoL.28 No.4, pp.168-172.
- 丸谷浩介 (2012) 『イギリスにおける年金支給開始年齢の引き上げと「定年制」の廃止』海外社会保障研究 Winter2012 No.181  
(<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19761203.pdf>, 2015.7.1).
- ——— (2009) 『イギリスの公的・私的年金制度改革』海外社会保障研究 Winter2009 No.169 (<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/html.pdf>, 2015.7.1).
- 森祐司 (2011) 『世界の年金基金の資産運用動向』大和総研, 2011年6月10日  
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/capital-mkt/11061001capital-mkt.pdf>, 2015.7.1).
- Department for Work & Pensions (DWP) イギリス雇用年金省 (2014) Government response to the consultation 「Reshaping workplace pensions for Future generations」  
([https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/322650/reshaping-workplace-pensions-for-future-generations-response-print.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/322650/reshaping-workplace-pensions-for-future-generations-response-print.pdf), 2015.7.1)
- Department for Social Development イギリス社会開発省 「Automatic enrolment into a workplace pension」 (<https://www.nibusinessinfo.co.uk/pensions>, 2015.7.1)
- HM Revenue & Customs (HMRC) 英国国税当局  
(<http://www.hmrc.gov.uk/incometax/relief-pension.htm>, 2015.7.1).
- HM Revenue UK Gov. 「Pension Flexibility 2015」  
([http://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/385065/TIIN\\_8130\\_2140.pdf](http://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/385065/TIIN_8130_2140.pdf), 2015.7.1).
- OECD (2014) 「Pension Markets in Focus 2014」  
(<http://www.oecd.org/daf/fin/private-pensions/Pension-Markets-in-Focus-2014.pdf>, 2015.7.1).

015.7.1).

- OECD (2013) 「Pension at a Glance 2013」

(<http://www.oecd.org/pensions/public-pensions/OECDPensionsAtAGlance2013.pdf>,  
2015.7.1).

- The Pension Regulator (2015) 「Annual Report and Accounts 2014-2015」

([http://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/440817/  
the-pensions-regulator-annual-report-2014-2015.pdf](http://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/440817/the-pensions-regulator-annual-report-2014-2015.pdf),2015.7.1).